

第3次

出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画

平成29年(2017)3月

出 雲 市

【目 次】

1. 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
2. DV対策の現状	3
(1) 国における取組	3
(2) 島根県における取組と現状	4
(3) 出雲市における取組と現状	5
(4) 市民のDVに関する意識	7
3. 計画の基本方針	9
(1) 計画の基本的な考え方	9
(2) 基本目標	9
(3) 施策の体系	10
4. DV対策に係る施策の展開	11
基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発	11
基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施	13
基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援	15
基本目標Ⅳ 推進体制の整備	16
DV対策基本計画の推進体制図	18
参考資料	19
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	19
○出雲市男女共同参画のまちづくり条例	30
○出雲市DV対策庁内連絡会設置規程	35

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者等*からの暴力**¹（以下「DV」*という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず養護する子どもにも心理的外傷を与える等深刻な影響を及ぼします。DVは、外部からの発見が困難な家庭の中で行われることが多いため、特徴として潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあります。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など社会的・構造的な問題があります。こうした状況にあるなかで、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等実現の妨げとなっています。また、一方で、今後は性的少数者（LGBT**）のDV被害も懸念されるところです。

本市では、このような状況をなくすために、平成18年3月に「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」を策定し、各種講座・研修等男女共同参画に関する啓発事業に力を入れてきました。その一方で、DV対策の取組を強化するため、平成21年3月に「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定しました。さらに、平成24年3月には「第2次出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、DV防止の啓発と被害者の相談支援等に取り組んできました。

しかし、依然として配偶者等からの暴力による被害は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。さらに近年、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の増加や男性のDV被害者の急増など新たな課題が浮き彫りになってきています。このたび、第2次計画が平成28年度で終了することから、引き続き配偶者等からの暴力防止と被害者の自立支援等に総合的に取り組むため「第3次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、出雲市男女共同参画のまちづくり条例及び出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画、その他関連する計画との整合性や、県及び関係機関との連携を図り、市のDV対策の基本的方向と施策を示すものです。

また、「出雲市総合振興計画」との整合を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、DV防止法や基本方針の見直し等があった場合、必要に応じて見直すこととします。

*** DVとは？**…配偶者やパートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力。本計画では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」を「DV」と定義します。

※配偶者等…婚姻の届出をしていない「事実婚」や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含みます。男性、女性の別を問いません。

※暴力…身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的、性的、経済的、社会的暴力等さまざまな形態があります。

※LGBT…同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシャル)、心と体の性が一致しないTransgender(トランスジェンダー)の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。

2 DV対策の現状

(1) 国における取組

国においては、平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的としたDV防止法が制定されました。これにより、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられ、保護命令^{*}制度、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等が開始されました。

平成16年5月の改正では、DV定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力などにも対象拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2か月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに施策の実施に関する基本的な計画の策定、国及び地方公共団体の責務として被害者の自立支援を含む適切な保護の明確化等が盛り込まれ、同年12月2日に施行されました。

平成19年7月の改正では、市町村における基本計画の策定努力及び配偶者暴力相談支援センターの設置努力、保護命令制度の拡充（生命又は身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令とあわせて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令）、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知等が盛り込まれ、平成20年1月11日に施行されました。

直近の平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用され、平成26年1月3日に施行されました。

一方、平成27年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、国としての責務であるとしています。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害の深刻化、とりわけ近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用した交際相手からの暴力や性犯罪、売買春、人身取引など、暴力が多様化している状況から、暴力を生まないための予防教育や暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を進められています。また、DV防止法をはじめとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、暴力の形態に応じた幅広い対策を総合的に推進されています。

^{*}保護命令…地方裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きい時、加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があり、加害者が保護命令に違反すると刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に処せられます。

(2) 島根県における取組と現状

県では、平成17年7月に「島根県DV対策基本計画」を策定し、平成20年3月には国の法改正を踏まえ、「島根県DV対策基本計画（改定版）」を策定しました。その後、平成23年3月に「島根県DV対策基本計画（第2次改定版）」を策定し、現在では、平成28年3月に策定された「島根県DV対策基本計画（第3次改定版）」に基づき、DV対策に関する各種取組がなされています。

DV相談については、松江市・大田市の2箇所を設置された島根県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター※）と、各児童相談所（中央児童相談所を除く）の女性相談窓口において対応するほか、警察本部の警察相談センターや各警察署で行われています。

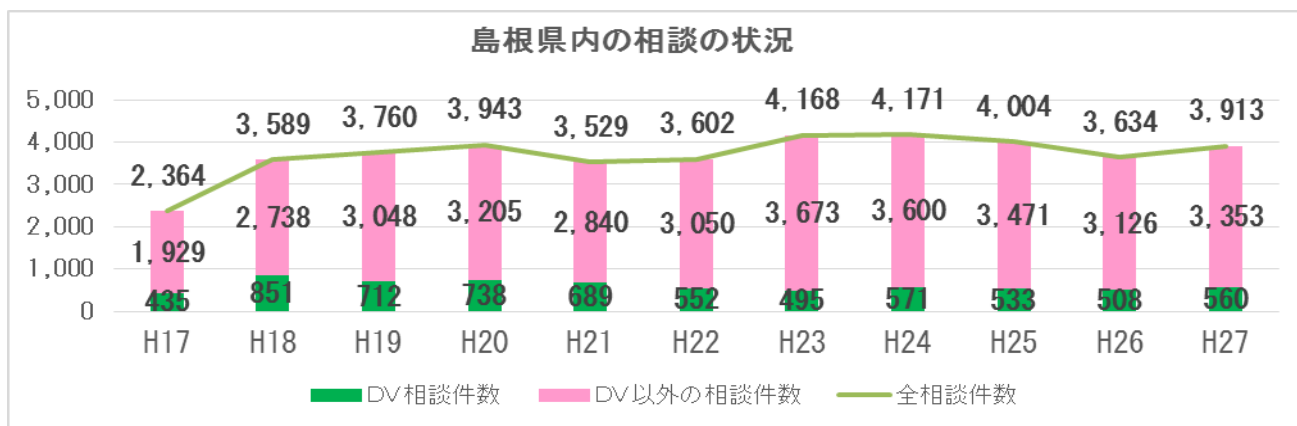
県女性相談センター及び各女性相談窓口が平成27年度に受けた相談件数は3,913件であり、そのうちDV相談は560件でした。これまでのDV相談件数では、平成18年度の851件を最高に、平成19年度以降はやや減少傾向にあるものの毎年500件前後で推移しています。

平成27年3月には、性暴力被害者への支援として、女性相談センター内に性暴力被害に特化した相談専用電話を設置されました。（性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」）

また、県が平成26年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査《島根県内に居住する満20歳以上の男女2,000人を抽出（有効回収率52.2%）》」の結果によると、男性のDV被害者は20人に1人となり、前回の平成21年度調査に比べ1.1%増加していることがわかりました。そこで県では、被害者が男性であることによって支援が受けにくいということがないように相談機関の情報提供などに努めることとしています。

被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、県女性相談センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行い、傷ついた心身や健康状態等を回復させるためのケア等必要な支援が行われています。県の一時保護所での保護のほか、民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託等により対応されています。こうしたDVによる一時保護件数は、平成27年度は23件ありました。

さらに、一時保護したDV被害者等が経済的に自立し安定した生活が営めるよう支援するため、「DV被害者等自立支援金貸付制度※」を活用し、関係機関と連携しながら、就業の促進、住宅の確保等の支援を行うとともに、継続して保護や支援が必要な被害者に対しては、母子生活支援施設等への入所も促しています。



* 県女性相談センター及び児童相談所等、県の女性相談窓口での受付件数（島根県女性相談センター調査）

※配偶者暴力相談支援センター…DV防止法第3条に基づき、都道府県の婦人相談所その他の適切な施設において、①相談又は相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者・同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④被害者の自立支援・保護命令・居住させ保護する施設の利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助が行われています。

※DV被害者等自立支援金貸付制度…平成20年度に創設。生活資金・住宅借上資金として上限30万円貸し付ける制度で無利子、無担保、保証人不要となっています。

(3) 出雲市における取組と現状

本市では、平成17年12月に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、基本理念のひとつとして「男女間の暴力の根絶」を定めています。暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、市ではDV防止に向けた取組として啓発事業と相談事業を行っています。

啓発事業では、10代、20代からの相談件数が増加傾向にあることから、若年層に対する予防教育の徹底を図るため、市内中学校、高等学校、専門学校等へ出向き、デートDV^{*}防止出前講座を積極的に開催しています。

特に若者世代では、携帯電話やスマートフォンを使った束縛行為や、DVによる望まない妊娠により、女性が学業を継続できなくなる場合があります。若者自身が、将来のためにDVについて学ぶことはとても大切です。

早めの予防教育が重要であることから、今後は、特に市内の中学校において、デートDV防止出前講座の実施校拡大に努めていく必要があります。

一方、平成28年6月に実施した「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」によると、約6人に1人はDVについて詳しく知らないことがわかりました。(詳細は、P7の「市民のDVに関する意識」を参照)

男女がともにお互いの人権を尊重し、男女平等の意識を高めるため、広報誌への啓発記事の掲載やDV防止啓発講座などを通じ、DV根絶に向けて社会的気運を醸成していく必要があります。

相談事業では、平成19年度に「市女性相談センター」を設置し、専任の女性相談員2名体制で電話相談・面接相談を行っています。そのほかに、女性弁護士による法律相談、臨床心理士による女性の心の相談も実施しています。

また、平成21年4月に設置した「女性のための総合窓口(DVワンストップ窓口^{*})」では、庁内関係課及び関係機関等と連携して適切な支援を行い、被害者への二次被害^{*}の防止に努めています。

前回の計画開始年である平成24年度以降、女性のための総合窓口(DVワンストップ窓口)及び市女性相談センターでは、DV相談件数が大幅に増加しています。(H24年:279件 → H27年:680件)

相談件数は年々右肩上がりが増えており、今後もさらに増えると予想されることや、相談者の抱える問題も複雑化しており、相談対応に多くの知識や経験を要することから、現在の相談支援体制の強化が必要となっています。

今後は、専任の相談員の複数配置や相談窓口の設置場所、相談対応の質の安定化など、相談支援体制のあり方について検討を進め、さらなる充実を図っていくことが求められています。

なお、県内において男性のDV被害者が急増していることから、市でも性別を問わない男女間の問題に対応する相談支援体制のあり方について検討する必要があります。

DV被害者の自立支援については、さまざまな支援制度を活用するため、女性のための総合窓口(DVワンストップ窓口)において連携・調整を図り、各担当窓口でも被害者の心情に配慮した適切な対応に努めています。

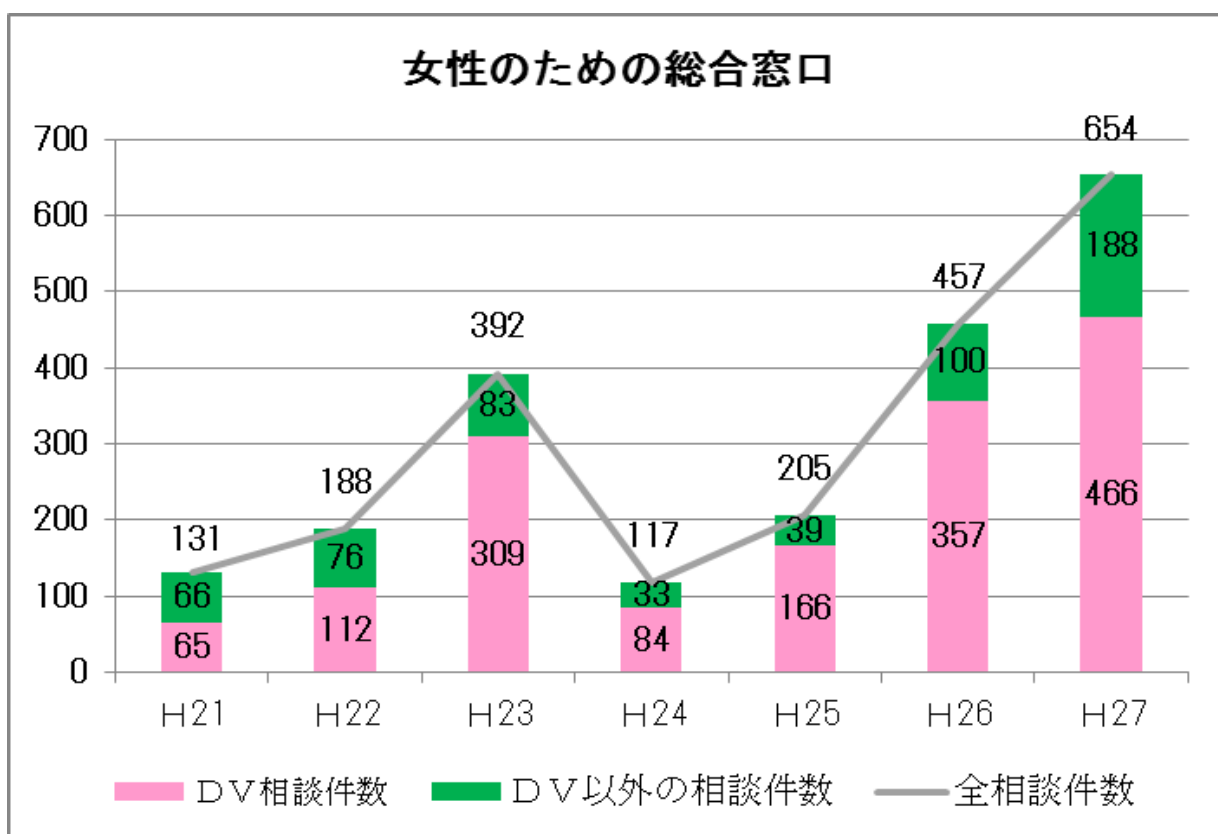
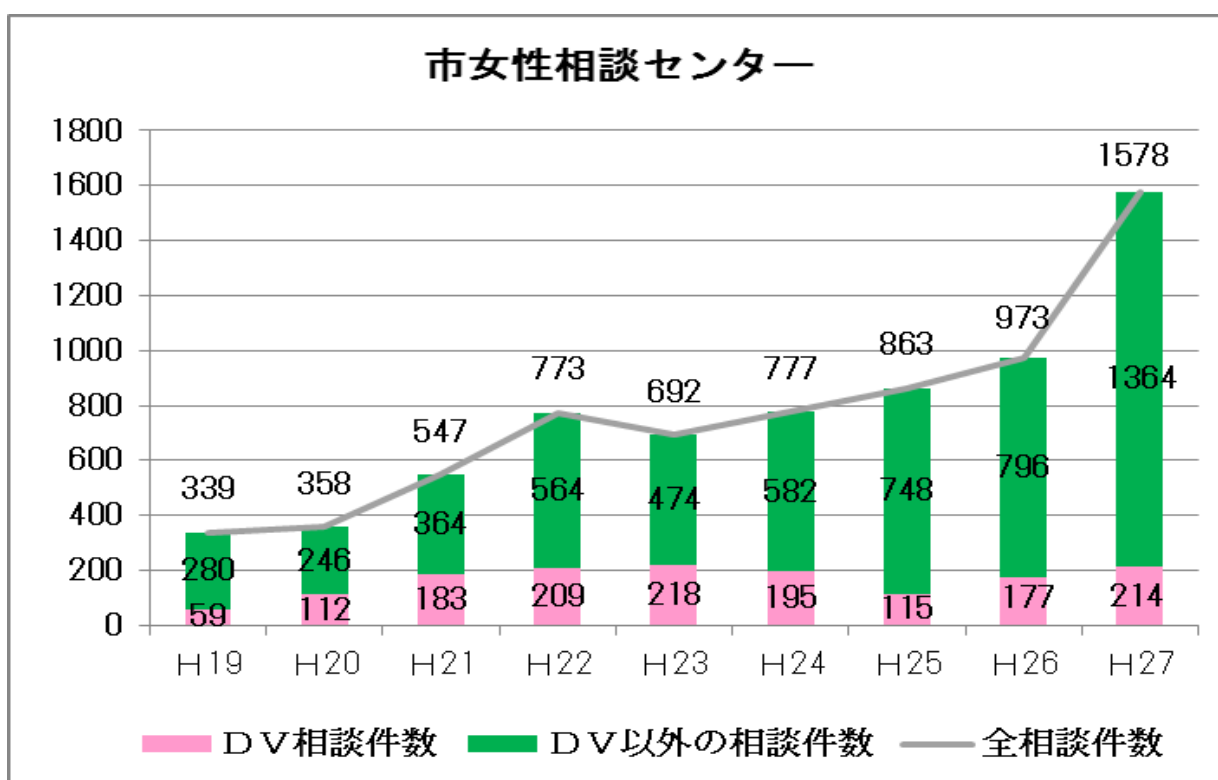
推進体制の整備については、市において全庁的な体制整備を図る一方で、関係機関や支援団体との連携を強化し、総合的な支援体制を推進しています。

※デートDV…恋人(同居していない)間での身体的、精神的、性的、経済的暴力等のことをいいます。

※DVワンストップ窓口…二次被害^{*}を防止し、相談者が1か所で必要な申請手続き等を行うことができる窓口。

※二次被害…相談員等からの相談者に対する不適切な対応によって、相談者がさらに傷つくこと。

◇出雲市の女性相談件数の推移



(4) 市民のDVに関する意識

本市では、市民の男女共同参画に関する意識や考えを把握し、今後の男女共同参画のまちづくりをより総合的・効果的に推進するための基礎資料とするため、平成28年6月に「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」を実施しました。(無作為抽出1,995人発送 回答849人 回答率42.5%)

DVについて、82.5%の人が言葉も内容も知っていますが、DVという言葉だけ聞いたことがある人(9.0%)と言葉も内容も知らない人(6.7%)が15.7%あり、約6人に1人はDVについて詳しく知らないことがわかりました。前回平成24年の調査では、DVという言葉だけ聞いたことがある人(13.4%)と言葉だけでなく内容も知らない人(7.2%)が20.6%で、DVについて詳しく知らない人は約4人に1人だったため、4年前より市民の認知度が高まったと言えます。DVについて、言葉も内容もさらに周知が進むよう引き続き啓発を行う必要があります。

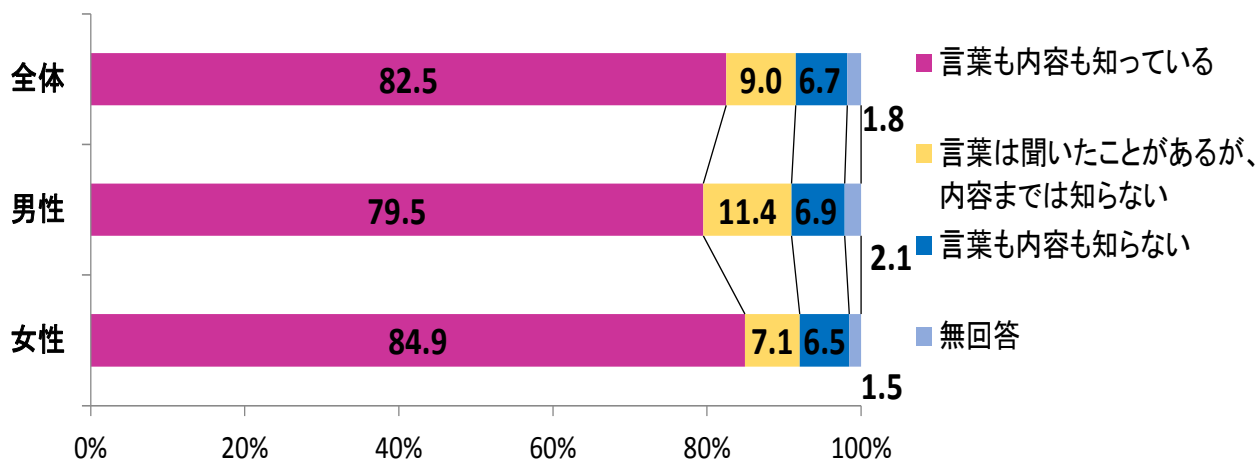
なお、DVについて、男性の4.3%、女性の11.0%が、「直接経験したことがある」と回答しています。前回調査では、男性は2.1%で4年前より2.2ポイントの増加、女性は9.6%で1.4ポイント増加しています。女性のみならず男性の被害が増加していることがわかりました。

このことから、市においても男性のDV被害者への支援が必要だと考えられます。

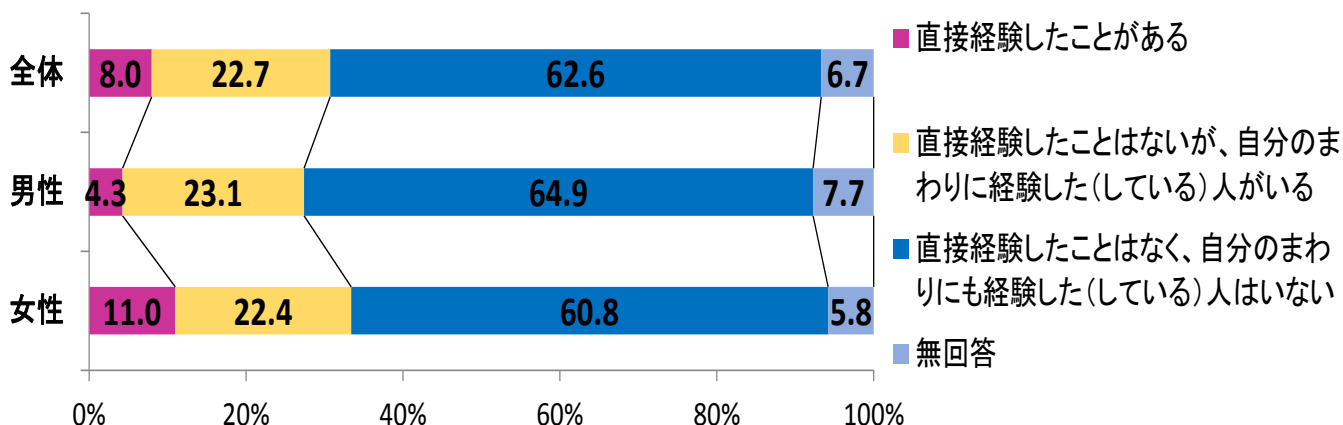
「出雲市男女共同参画社会の形成に向けての市民意識調査」

(H28.6月 無作為抽出1,995人発送 回答849人〈内訳：男376人 女464人 不明9〉)

設問：『ドメスティック・バイオレンス』という言葉をご存じですか。



設問：『ドメスティック・バイオレンス』被害の経験等がありますか。



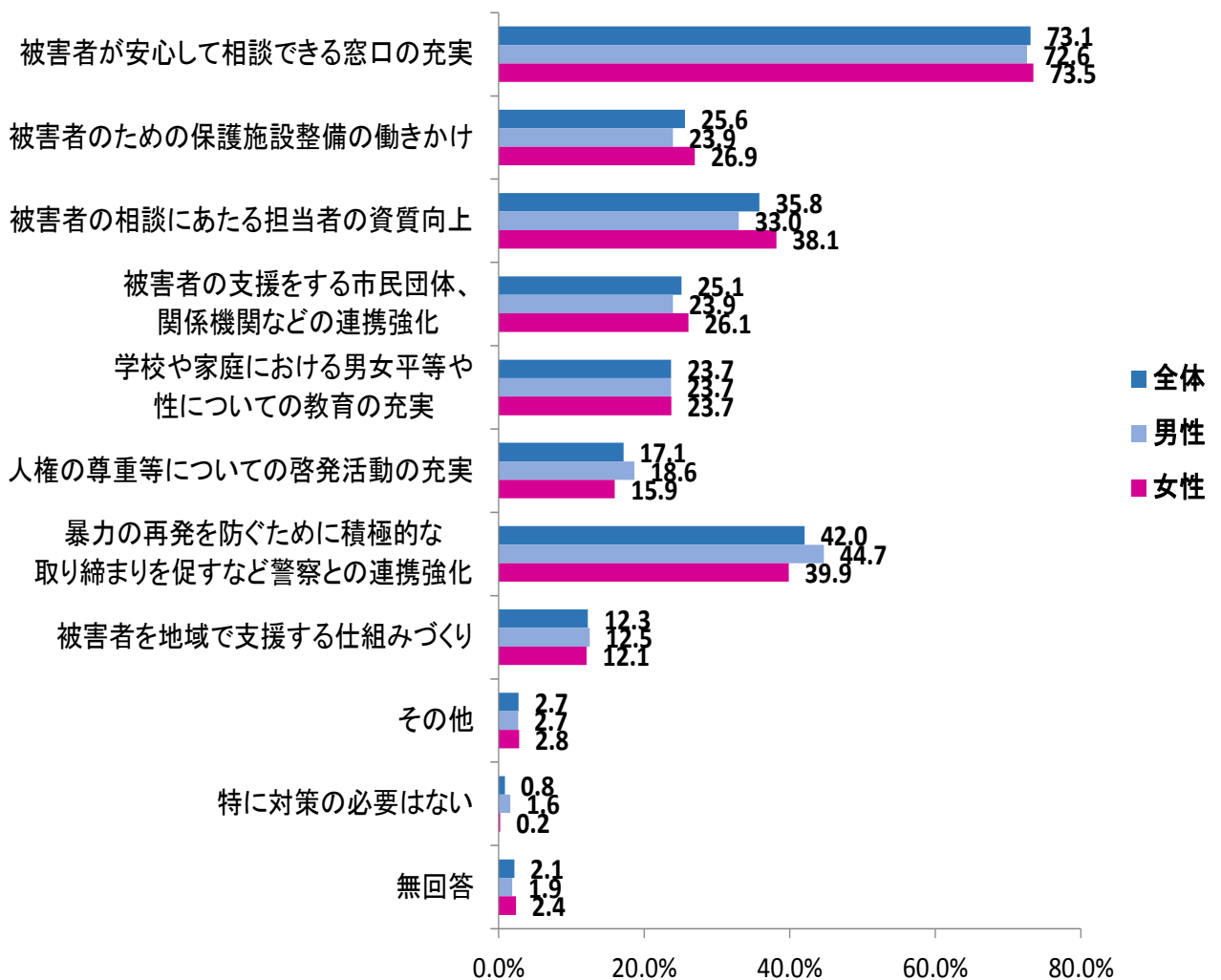
「女性（男性）に対する暴力などをなくすために、市がどのようなことを行えばいいと思いますか」の設問には、相談窓口の充実（73.1%）、暴力の再発を防ぐための警察との連携強化（42.0%）、相談担当者の資質向上（35.8%）という回答が多くあり、引き続き相談体制の充実や警察など関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

相談体制については、近年の若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の増加や男性のDV被害者が増加している状況に鑑み、今後相談窓口体制のあり方について検討していきます。

また、相談担当者の資質向上については、専門研修の実施や、臨床心理士等からのアドバイスを受けるなど、積極的な研鑽に努めます。

さらに、警察など関係機関との連携強化により、多方面から被害者支援を行い、被害者の自立を支援します。

設問：『女性（男性）に対する暴力などをなくすために、市がどのようなことを行えばいいと思いますか。（3つ選択）』



3 計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

この計画は、出雲市男女共同参画のまちづくり条例第3条に規定している「人権尊重」と「男女間の暴力根絶」を基本理念とし、DV対策としての市の施策の方向性を明示し、具体的なDV防止やDV被害者の支援に着実につなげていくものです。

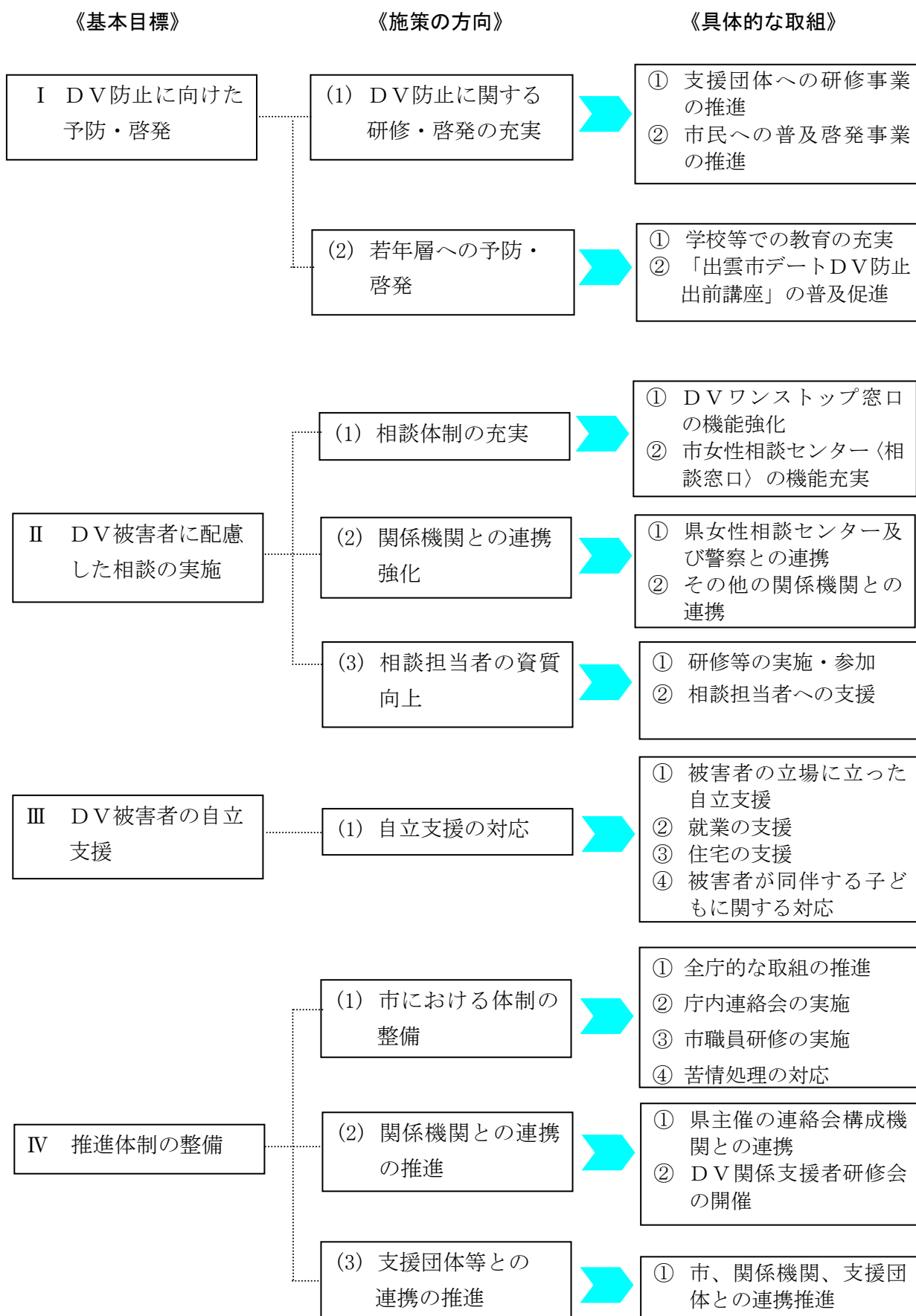
そのためには、継続した取組を行うことが最も重要であり、引き続きDVの予防・啓発や相談業務、被害者の自立支援などに取り組みます。この計画期間においては、特に、「若年層へのDV防止に向けた啓発」と「相談支援体制の強化」については重点的に取り組みます。

(2) 基本目標

DV防止とDV被害者への適切な支援に引き続き取り組むため、基本目標は、前計画の考え方を継承し次のとおりとします。

- I DV防止に向けた予防・啓発
- II DV被害者に配慮した相談の実施
- III DV被害者の自立支援
- IV 推進体制の整備

(3) 施策の体系



4 DV対策に係る施策の展開

基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発

これまでDVは「家庭内のこと」「個人の問題」と見過ごされてきました。しかし、DVは重大な人権侵害であるとの認識のもと、社会全体で解決すべき問題です。

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、DVを根絶する社会的気運を醸成していく必要があります。

そこで、市は、地域や団体等において継続的な啓発と各種研修を行うことにより、固定的性別役割分担意識などの社会的性差の解消を図り、男女共同参画社会の形成につなげていきます。

各種研修については、DVに関する基本事項に加え、性的少数者への偏見や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する広範な視点で実施し、幅広い年代層への啓発活動に努めます。また、外国人住民に対しては、DV相談窓口の周知など、インターネット等を利用し、多言語での情報発信に努めます。さらに、近年は若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の増加が問題となっています。若年層がDVの加害者や被害者とならないよう、早めのDV予防の啓発が必要です。

施策の方向	具体的な取組	所管
(1) DV防止に関する研修・啓発の充実	<p>① 支援団体[*]への研修事業の推進</p> <p>DV被害者を早期に支援するため、地域や職場、教育現場での研修を計画的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援団体研修 ・コミュニティセンター職員研修 ・教職員、保育所職員研修 ・児童クラブの職員への研修 <p>② 市民への普及啓発事業の推進</p> <p>DVに関する知識に加え、性的少数者への偏見や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関連する広範な視点で、各種広報活動や研修講座を開催します。</p>	市民活動支援課 政策企画課国際交流室 自治振興課 人権同和政策課 子ども政策課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 児童生徒支援課

	<p>○あらゆる広報媒体を活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報いずも」「みちしるべ」「くすのきプラーザ通信」等各種広報での啓発 ・外国語表示したパンフレット・手引書等の市役所内配置とインターネット等を利用した情報発信 ・公共施設や商業施設等の女性トイレへのDV相談啓発カードの配置 <p>○支援団体が主体となった啓発事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、教育団体等への出前講座*等の働きかけ（自治協会、保護者会、PTA、国際交流団体ほか） <p>○女性に対する暴力をなくす運動期間*中での集中的な啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催、DV防止啓発パネル及び懸垂幕の掲示、街頭啓発の実施 	
(2) 若年層への 予防・啓発	<p>① 学校等での教育の充実</p> <p>県等と連携を図りながら、市内の高等学校、専門学校等へデートDV防止の啓発を行い、若年層へのDV防止意識の醸成を図ります。</p> <p>② 「出雲市デートDV防止出前講座」の普及促進</p> <p>若年層がDVの加害者や被害者とならないために、主に市内の中学校に対し、引き続き「出雲市デートDV防止出前講座」を積極的に実施します。また、講座を通し、生徒に向けた性的少数者に関する理解の普及にも努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出雲市デートDV防止出前講座」の実施校拡大 ・講師の養成 	市民活動支援課 児童生徒支援課

※支援団体・・・市社会福祉協議会、医療機関、民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員会等、DV防止や被害者支援に関係する民間団体等を指します。

※出前講座・・・市男女共同参画センターが行う研修・啓発講座で、主催する団体の要請を受け講師等を派遣（出前）するものです。

※女性に対する暴力をなくす運動期間・・・国では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間とし、国をはじめ、各地方公共団体ではDV防止啓発等さまざまな活動が展開されています。

基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施

市では、「女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）」を設置するとともに、女性相談センターでは、市民に身近な相談窓口として、専任の女性相談員を2名配置し、さまざまな相談に対応しています。

年々相談件数が増加し、相談内容も複雑多岐にわたっており、近年では男性のDV被害者が県内でも急増するなど新たな課題も浮き彫りになっていることから、相談窓口のあり方を見直し、相談支援体制の強化を図っていきます。

DV相談にともなう子どもや高齢者・障がい者・精神疾患等福祉・医療に関連する相談には、関係課・機関と連携し適切な対応に努めます。

また、被害者の迅速かつ適切な支援のためには、配偶者暴力相談支援センターである県女性相談センターや警察等との連携が不可欠であることから、更なる連携の強化に努めていきます。

一方、相談を受けた相談担当者の二次受傷*を回避するため、資質の向上とともに相談担当者への支援の充実を図ります。

なお、今後市民の多様な相談に対応していくため、各種相談窓口を一元化（ワンストップ化）していくことも検討する必要があります。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1)相談体制の充実	<p>①DVワンストップ窓口の機能強化</p> <p>DVワンストップ窓口を市役所内に引き続き設置します。そこでは相談業務を行うとともに、市女性相談センター及び市の各相談窓口、県女性相談窓口、警察署、教育、福祉、医療等関係機関や施設の相談窓口と連携・調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の相談員の複数名配置 ・被害者の負担軽減と諸手続きの円滑化を目的とした相談者への庁内同行支援 ・市女性相談センターと一体となった組織的対応 ・複数課に関わるケースへの対応、庁内各関係窓口との連携・調整 ・より安全安心な相談窓口の設置 ・男性のDV被害者に対する相談体制の構築 	市民活動支援課
	<p>②市女性相談センター〈相談窓口〉の機能充実</p> <p>専任の女性相談員を配置し、市民が相談しやすい体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的対応による相談体制の充実 ・県女性相談窓口や警察署など関係機関との連携 ・女性弁護士による法律相談の実施 ・女性臨床心理士による心の相談の実施 	

(2) 関係機関との連携強化	<p>① 県女性相談センター及び警察との連携</p> <p>対応困難な場合や一時保護が必要な場合、緊急度の高い場合は、県女性相談センターや出雲児童相談所、警察と密接な連携を図ります。</p> <p>また、暴力の再発防止に向けて、警察との積極的な連携に努めます。</p>	<p>市民活動支援課 政策企画課国際交流室 福祉推進課 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 健康増進課 児童生徒支援課</p>
	<p>② その他の関係機関との連携</p> <p>子どもがいる場合や高齢者、障がい者、精神疾患や認知症等がある場合には、関係機関（出雲児童相談所、医療機関等）と連携して対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の通報 ・各相談窓口と連携し、被害者保護や施設入所等に向けた対応 ・相談者が外国人や障がい者である場合、通訳や手話通訳等の確保 	
(3) 相談担当者の資質向上	<p>① 研修等の実施・参加</p> <p>相談・窓口業務に従事する職員を対象とした専門研修及び実務研修を実施します。また、相談担当者を他団体主催の研修等に派遣するとともに、専門相談を活用し、相談担当者の資質の向上を図ります。</p>	<p>市民活動支援課</p>
	<p>② 相談担当者への支援</p> <p>相談業務のスキルアップや二次受傷予防の観点から、臨床心理士のアドバイスを受けるなど、相談担当者への支援の充実を図ります。</p>	

※二次受傷…相談を受けた相談員・関係職員等が、被害者の相談内容から、被害者と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること。

基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援

被害者が自立し、安心して生活するためには、就業の促進や住宅の確保のほか、さまざまな支援制度を活用する必要があります。被害者の負担を軽減するため、複数課にまたがる支援制度の情報提供や手続きについて、DVワンストップ窓口において調整し、各担当窓口において、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めます。

また、支援の実施にあたっては、市だけでなく、県の支援施策も活用しながら、被害者の状況に応じて柔軟かつ機動的な対応が行われるよう努めます。

被害者の安全・安心を確保するため、加害者に対し被害者の情報が漏れないよう、関係窓口において的確な情報管理を行います。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1) 自立支援の対応	<p>① 被害者の立場に立った自立支援</p> <p>自立支援について相談のあった被害者に対し、市の各担当窓口において被害者の心情に配慮し、適切な対応を行います。</p> <p>住所の変更、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金等の生活資金や健康保険の取扱い、各種証明書交付等については、各担当課が関係窓口と連携をとり、情報が加害者に漏れいしないよう配慮し、より迅速な対応を行います。</p> <p>住民登録ができない被害者及び家族に対しても、できる限り必要なサービスが受けられるよう配慮します。</p>	市民税課 資産税課 収納課 福祉推進課 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 健康増進課 市民課 保険年金課 他窓口各課 (支所を含む)
	<p>② 就業の支援</p> <p>個々の状況に配慮し、ハローワーク出雲など関係機関と連携し就業支援を行います。</p>	商工労働課
	<p>③ 住宅の支援</p> <p>保護命令を受けた、あるいは一時保護後の被害者から住居照会があった場合、市営住宅の入居について、優先的に取り扱います。</p> <p>緊急を要する場合の一時避難先として、市営住宅の目的外使用許可も行います。</p>	建築住宅課
	<p>④ 被害者が同伴する子どもに関する対応</p> <p>同伴する子どもに対し、心身のケア、安全確保、守秘義務の確保に努めるとともに、幼稚園、保育所(認定こども園)、学校などと連携し、転園・就学・転校、子どもの引渡し等にも配慮した対応を行います。</p>	市民活動支援課 子ども政策課 保育幼稚園課 健康増進課 学校教育課 児童生徒支援課

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

DV対策に係る具体的な取組を推進するためには、市役所における推進体制の確立を図る一方で、関係機関や支援団体との連携体制も重要です。

まず、市において全庁的に推進を図るため、相談体制の整備や関係課間の連携に努めます。

特に、市の関係課により構成された「庁内連絡会」を開催し、DV防止及びDV被害者の支援に必要な情報交換や連絡調整を行います。被害者が各窓口を訪れた際に二次被害が生じないように作成した「相談マニュアル^{*}」の更新や関係職員研修を行い、被害者の心情に配慮した対応に努めます。また、県主催の「出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会^{*}」構成機関との連携を図ります。

なお、専門研修として市内におけるDV対策関係機関の実務担当者を対象とする「DV関係支援者研修会」を開催し、各担当者の資質向上と連携を図ります。

DV対策の苦情相談については、適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。

さらに、市民や市民団体等と連携し、市全体でのDV防止意識向上に向けて取り組みます。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1)市における体制の整備	<p>① 全庁的な取組の推進</p> <p>全庁的な取組を推進するため、市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部[*]」において、施策検討や必要に応じた施策内容の見直しを行います。</p>	市民活動支援課
	<p>② 庁内連絡会の実施</p> <p>庁内のDV対策関係課により構成された庁内連絡会において、相互に連携したDV防止及びDV被害者の支援について検討を行います。</p> <p>また、関係各課の適切かつ迅速な連携により、被害者の早期発見、早期支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談マニュアル[*]の逐次見直し ・庁内連絡会構成課のDV対策担当者による実務担当者会の開催 <p>【構成課】 政策企画課国際交流室、人権同和政策課、市民税課、資産税課、収納課、福祉推進課、子ども政策課、保育幼稚園課、高齢者福祉課、健康増進課、市民課、保険年金課、市民活動支援課、商工労働課、建築住宅課、教育政策課、学校教育課、児童生徒支援課、消防本部消防総務課、総合医療センター病院総務課、支所窓口課</p>	
	<p>③ 市職員研修の実施</p> <p>全職員がDV防止の推進役となるため、男女共同参画職場推進員研修等を活用し、DVに対する共通認識を図ります。</p>	市民活動支援課 人事課
	<p>④ 苦情処理の対応</p> <p>市が行うDV対策に関する市民からの苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行うとともに、業務の改善に努めます。</p>	市民活動支援課

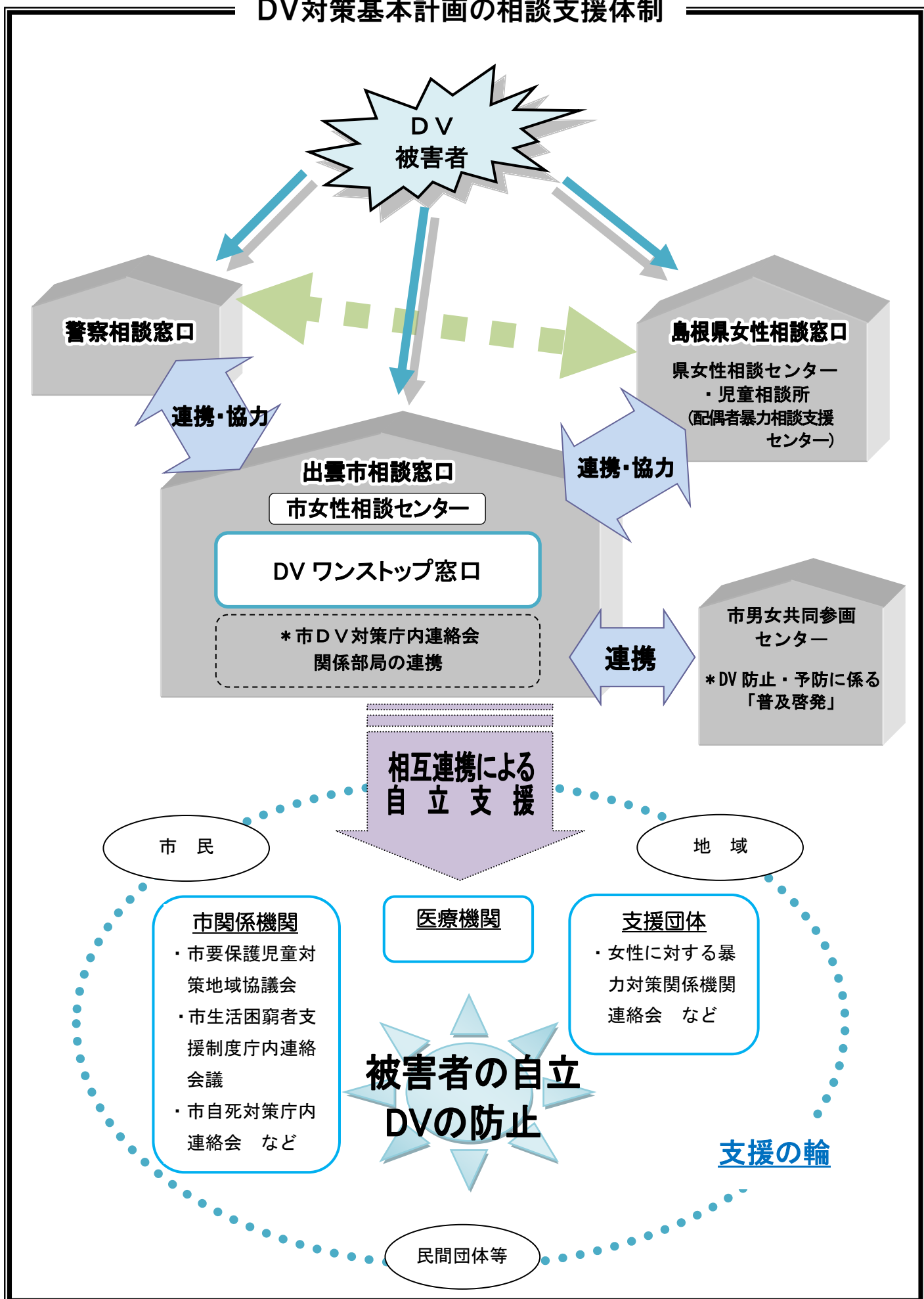
(2) 関係機関との連携の推進	① 県主催の連絡会構成機関との連携 県主催の関係機関連絡会（「出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会*」）との連携を図り、総合的な支援体制の確立をめざします。	市民活動支援課 福祉推進課 子ども政策課 児童生徒支援課 総合医療センター
	② DV関係支援者研修会の開催 市内のDV対策関係機関に呼びかけ、実務者を対象にした専門研修等を開催し、相談担当者の資質向上とともに、各関係機関との連携を図ります。	市民活動支援課
(3) 支援団体等との連携の推進	① 市、関係機関、支援団体等との連携推進 市民や支援団体等と行政が連携し、予防や早期発見、通報、見守りといった総合的な支援体制を推進します。	市民活動支援課

※相談マニュアル…市及び関係機関の窓口職員、相談員向けのDV被害者支援の手引書。

※出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会…島根県（県女性相談センター、出雲児童相談所）が事務局を担当し、出雲圏域（市内）にある国の機関（法務局、公共職業安定所）、県の機関（出雲保健所、出雲警察署等）、市の機関（市役所、福祉事務所、教育委員会等）、医療機関（出雲医師会、島根大学医学部附属病院、県立中央病院等）、各種団体（出雲市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）で構成しています。年1回の定例会などを開催し、情報提供活動を行っています。

※出雲市男女共同参画推進本部…男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために、平成17年12月に市役所内に設置した組織。市長を本部長とし、副市長、教育長、部長、支所長等で構成しています。

DV対策基本計画の相談支援体制



○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため

に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は

当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当

該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○出雲市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 17 年出雲市条例第 408 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 40 号 平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号
平成 27 年 3 月 25 日条例第 26 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)
- 第 2 章 阻害行為の制限(第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 10 条―第 20 条)
- 第 4 章 推進体制(第 21 条―第 24 条)
- 第 5 章 雑則(第 25 条)
- 附則

前文

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な試みが、国際社会の取組みとも連動しつつ、急速に進められてきた。

出雲市においても、こうした国際社会や国の動きとともに、男女共同参画の取組みを積極的に進めてきたが、家事、育児及び介護における女性の負担は依然大きく、性別によって役割を固定化する意識が存在し、女性の社会参画も十分には進んでいない状況にある。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力等についても、市内の相談件数は増加傾向にあり、その他関連する多くの課題が残されたままである。

さらに、家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している状況のなかで、真に心豊かで活力あるふるさと出雲を創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に強く求められるところである。

よって、出雲市は、男女共同参画のまちづくりを 21 世紀出雲の創造における基本的な課題と位置付け、全市民が一体となった総合的な男女共同参画のまちづくりを目指し、ここに「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、出雲市における男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真に心豊かで活力のある出雲市を創造していくことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されるなど男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力・適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組みと密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進をまちづくりの基本政策と位置づけ、前条に定める基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民生活のあらゆる分野における活動について、男女共同参画のまちづくりを推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うにあたって、男女共同参画によるまちづくりに関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育等あらゆる教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

(実施状況の年次報告)

第11条 市長は、毎年、施策の実施状況等を議会に報告するとともに、広く市民等に周知するものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度や慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

(家庭への支援)

第13条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援を行うものとする。

(地域への支援)

第14条 市は、基本理念に基づき、地域の社会通念や慣習等の見直しに係る意識啓発に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

(職場への支援)

第15条 市は、基本理念に基づき、男女の仕事と家庭生活の両立など職場における積極的な

活動を促進するために、各種情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(教育現場への支援)

第16条 市は、基本理念に基づき、学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上と男女共同参画の取組みに必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第17条 市は、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設等の充実)

第19条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動の拠点となる施設や関連施設の充実に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第20条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 推進体制

(推進委員)

第21条 市長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、出雲市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員は、男女共同参画のまちづくりに関し、意見・苦情等の情報収集及び啓発活動を行うとともに、その活動に関し、市長に意見を述べるものとする。

3 推進委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(推進委員会)

第22条 市長は、前条の推進委員を構成員とする出雲市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、行動計画に関する事項その他男女共同参画のまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、市長に答申するものとする。

3 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

5 推進委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、会議に参画させることができる。

(庶務)

第24条 推進委員会の庶務は、市民文化部市民活動支援課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○出雲市 DV 対策庁内連絡会設置規程

(平成 22 年出雲市訓令第 8 号)

改正 平成 23 年 5 月 31 日訓令第 12 号 平成 23 年 10 月 1 日訓令第 28 号
平成 25 年 3 月 31 日訓令第 8 号 平成 26 年 3 月 28 日訓令第 3 号
平成 27 年 3 月 31 日訓令第 6 号 平成 27 年 9 月 30 日訓令第 12 号
平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)に関する問題について、市の関係各課等が共通認識を持ち、相互に連携し、DV の防止及び DV による被害者の支援について検討するため、出雲市 DV 対策庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内連絡会は、DV の防止及び DV による被害者の支援に関して、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における情報交換、連絡調整等に関すること。
- (2) 相談マニュアルの整備に関すること。
- (3) その他座長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 庁内連絡会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、市民文化部長をもって充てる。ただし、市民文化部長に事故あるとき又は欠けたときは、市民文化部市民活動支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 庁内連絡会は、座長が招集する。

- 2 座長は、庁内連絡会を総括し、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要に応じ委員以外の職員に会議への出席を求めることができる。
- 4 座長は、第 2 条の所掌事務を遂行するために、必要に応じ委員の所属する課の実務担当者による会議を開くことができる。

(事務局)

第 5 条 庁内連絡会の事務局は、市民文化部市民活動支援課に置く。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 31 日訓令第 12 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日訓令第 28 号)
この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日訓令第 8 号)
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日訓令第 3 号)
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日訓令第 6 号)
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日訓令第 12 号)
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号)
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

委 員
政策企画課長
人権同和政策課長
市民税課長
資産税課長
収納課長
福祉推進課長
子ども政策課長
保育幼稚園課長
高齢者福祉課長
健康増進課長
市民課長
保険年金課長
市民活動支援課長
商工労働課長
建築住宅課長
教育政策課長
学校教育課長
児童生徒支援課長
消防本部消防総務課長
総合医療センター病院総務課長
平田支所市民福祉課長
佐田支所市民サービス課長
多伎支所市民サービス課長
湖陵支所市民サービス課長
大社支所市民サービス課長
斐川支所市民福祉課長